

**「国民年金保険料が納められない」そんな時は免除制度があります**

●申請免除制度

経済的に保険料の納付が困難な方が、本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下の場合に、申請により保険料が免除される制度です。

この申請免除制度には、保険料の全額が免除される「全額免除」と、保険料の一部を納付することにより残りの保険料が免除となる「一部納付（一部免除）」制度があります。

●一部納付（一部免除）制度

※一部納付は3種類です。

●4分の1納付

（保険料額 3,600円）

↓年金受給額6分の3

●2分の1納付

（保険料額 7,210円）

↓年金受給額6分の4

●4分の3納付

（保険料額 10,810円）

↓年金受給額6分の5

●若年者納付猶予制度

他の年齢層に比べて所得が少ない若年層（20歳代）の方は、申請すれば、本人および配偶者の前年の所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予され保険料の後払いができる制度となっています。

●申請および承認期間

免除などのサイクル（始期と終期）は7月から翌年6月までです。申請日にかかわらず、7月から翌年6月までの期間を対象として審査しますが、できる限り7月に申請されるようお願いいたします。

不慮の事故や病気が発生してから申請を行っても、障害や遺族といった年金の受給資格要件に算入されませんので、ご注意ください。

●退職（失業）による特例免除

特例免除は、申請する年度または前年度において退職（失業）の事実がある場合に対象となります。申請に、雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票等の写しを添付してください。

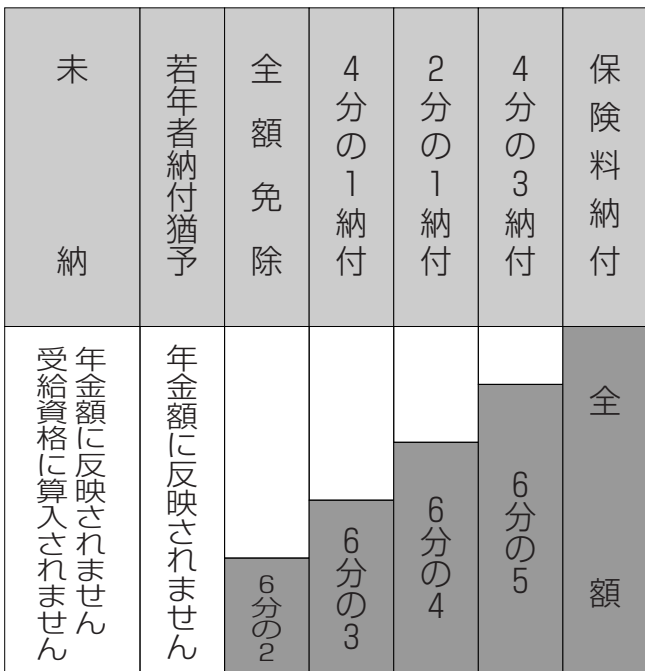
●承認を受けた期間は：

全額免除や納付猶予の承認を受けた期間は、未納期間とは違い、年金の受給資格期間に算入されます。（一部納付（免除）は、一部の保険料を納付しないと未納になります。）また、老齢基礎年金の金額を計算するときには、下図のとおり減額または反映されないことになっていきますのでご注意ください。

**全額免除および一部納付の対象となる所得のめやす**

審査は、本人・配偶者・世帯主の前年の所得で行います

世帯構成	全額免除	一部納付		
		1/4納付	1/2納付	3/4納付
4人世帯 (夫婦・子2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円



年金額

年金受給資格期間に算入されます

なお、10年以内であれば追納することができまますので、年金額を満額に近づけるためにも、余裕ができたときに追納することをおすすめします。

（3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料に一定の加算額がかかります。）申請手続きは役場・国民年金担当窓口にて受け付けております。

学生の方には「学生納付特例制度」がありますので、ご相談ください。

○お問い合わせ

大方総合支所

住民課 住基戸籍係

☎ 43-2800 (直通)

佐賀総合支所

総務課 住基戸籍係

☎ 55-3701 (直通)

高知社会保険事務局

幡多事務所

☎ 34-1616